

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月25日
【会社名】	株式会社アマナ
【英訳名】	amana inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進藤 博信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番43号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長進藤博信は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社及び持分法適用会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

当社は、過年度の決算において海外連結子会社における不適切な会計処理が判明し、平成30年5月1日に、平成27年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成28年12月期の有価証券報告書及び第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書、平成29年12月期の第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書について訂正報告書を提出し、また、同日平成30年5月1日に、平成27年12月期から平成28年12月期までの内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、社内調査委員会の再発防止策に関する提言を踏まえ、平成30年5月25日付「不適切な会計処理に関する再発防止策等のお知らせ」にて公表しました、以下の再発防止策を実施し改善を図りました。その結果、平成30年12月31日現在において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

### (1)コンプライアンス意識の強化・再徹底

CEOから当社グループ全体へコンプライアンス意識の必要性に関するメッセージ発信  
コンプライアンス意識強化と関係法令の教育  
日本の上場企業として求められる財務会計知識の維持・充実

- (2) 海外連結子会社に対する牽制機能の強化・海外連結子会社における財務経理処理の正常化
  - 当社からの駐在人員の増員
  - 意思決定のプロセスの再考
  - 職位、職務権限規程・経理関連規程の見直し・運用の徹底
- (3) 当社経理部門の海外連結子会社における会計処理への関与・体制強化
  - 経理財務部門の体制強化
  - グループ会社に関わる当社経理財務業務プロセスの再構築、承認フローの見直し
  - 海外連結子会社の経理財務処理のシステムに関して当社が情報をモニタリングできる仕組みの確立
- (4) グループにおける管理監督機能の強化
  - リスク情報の共有・拾い上げができる仕組みの強化、是正措置の実行・報告のための仕組み構築
  - 会計監査機能の強化・拡充